

昭和三十一年九月二十五日招集(第百号)

第三回市議會定例会々議錄

館山市議会第三回定例会々議録(第一号)

昭和三十八年九月招集

一、九月二十五日(水曜日)

一、現在議員三十六名でその氏名次々通り

一番 吉田勇治郎 二番 鈴木正一郎

三番 小柴 孝 四番 館石伝蔵

五番 田中祿郎 六番 秋山大三郎

七番 田村源治郎 八番 望月照正

九番 安西益男 一〇番 辻田 実

一一番 石井 正 一二番 黒川佐太郎

一三番 菊井敏博 一四番 志村信作

一五番 小沢恵太郎 一六番 関 武夫

一七番 飯田義男 一八番 西村真次

一九番 藤田好治 二〇番 保科忠夫

二一	番	江田	徳太郎	二二	番	君塚喜三
二三	番	中村	省吾	二四	番	島野茂樹郎
二五	番	萩生	田七郎	二六	番	鈴木孝
二七	番	嶋田	繁	二八	番	山田教子
二九	番	鈴木	市蔵	三〇	番	安藤亀吉
三一	番	安次	徳順	三二	番	三沢芳
三三	番	高橋	文治	三四	番	山本昇
三五	番	松本	藤太郎	三六	番	山口康

二 議事日程(第一号)

第一 報告第九号 昭和三十一年度館山市入会出予算の追加に關する

専決処分報告

第二 通告賛由

第三 請願書(経済常任委員会委員長報告)

第四 議案第六十六号 消防団消防自動車用ボンプの購入について

〔議案第八十七号〕 消防団消防自動車用マシーの購入について。

第五 議案第八十八号 救急車の購入について。

第六 議案第八十九号 消防団員用被服の購入について。

第七 議案第九〇号 水槽村消防ポンプ自動車用マシーの購入について。

〔議案第九一号〕 水槽村消防ポンプ自動車ポンプ購入について。

第八 議案第九二号 市有財産の処分について。

〔議案第九三号〕 市有財産の交換について。

第九 議案第九四号 寄附の収納について。

第十 議案第九五号 蛇切簡易水道本管新設工事請負契約の締結

について。

〔議案第九六号〕 蛇切簡易水道取水施設工事請負契約の締

結について。

第十一 議案第九七号 千葉市外十九市町村の軽自動車税の賦課徴

収に関する事務を行わう取員の差同設置

規約の一部を改正する規約の制定について

第十二 議案第九八号

館山市市税条例の一部を改正する条例の制定について

第十三 議案第九九号

館山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第十四 議案第一〇〇号

館山市消防団員等、公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

第十五 議案第一〇五号

館野小学校校講堂改築その他工事請負契約の締結について

第十六 議案第一〇六号

第二中学校技術科室増築その他工事請負契約の締結について

第十七 議案第一〇七号

館山高等学校化学工業科校舎増築工事請負契約の締結について

第十八 議案第一一〇号

昭和三十八年度館山市入水出追加更正予算

第十九

議案第一〇二号

昭和三十一年度館山市特別会計と奇場追加
更正予算。

議案第一〇三号

昭和三十一年度館山市特別会計休養施設支入
支出追加予算。

并

議案第一〇四号

昭和三十一年度館山市特別会計土木ステル支
入支出追加更正予算。

一 法第百二十一条による出席説明員

市

長

本 市

長

助 役

小 出 武 男

収 入 役

完 戸 貴

総 務 課 長

山 口 実

秘 書 課 長

小 倉 澄 男

税 務 第 一 課 長

高 木 哲 三

税 務 第 二 課 長

多 田 俊 一

厚生課長

吉田耕一

商工水産課長

長谷川広治

福祉事務所長

鶴沢貫寛

観光課長

小沢正治

保健課長

池田亮山

農産統計課長

伊藤幸太郎

市民課長

羽山房雄

建設課長

新井重助

選挙書記長

大島重義

企画室長

谷貝茂生

生涯診療所事務長

岩崎一郎

消防本部次長

岩田実

教育長

工藤和平

庶務課長

干場伊右衛門

一本議会の事務局長、事務局長補佐、書記及び取員

事務局長 高梨青一

事務局長補佐 太田博雄

書記 兵藤恭一

取員 錦織隆子

一出席議員 三五名

一欠席議員 一名

二二番 君塚喜三

午前十時十七分開議

議長(黒川左太郎君) 本日の出席議員数 三十二名

こより第三回市議会定例会と明会いになります。

本定例会の議案説明のため本町市長、小出助役、定戸

収入役、山口課長、小倉課長、多田課長、小沢課長

長谷川課長 新井課長 羽山課長 伊藤課長 池田課長
高木課長 吉田課長 鶴沢所長 谷貝室長 火嶋
書記長 岩田署長 岩崎事務長 工藤教育長 干場
課長 利田課長 以上の出席を求めましたのでお報告い
いたします。

会議録署名員への決定を行います。

本定例会の会議録署名員を四番議員 館石伝蔵君 三三
番議員 高橋文治君 以上両君を指名いたします。

これに於て異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)が異議なしと認めます。よって以上の通り
決定いたしました。

会期を決定を行います。本定例会の会期につき議
会運営協議会の意見は本日から九月二十七日までの三日

間ということでありませう。

お口やりいたします。

会期を三日と定めますことに中々異議ありませぬか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)

中々異議なしと認めます。よって会期は三日間と決定いたし
まう。

七月八月九月の監査報告はお手元に配付の通りであります。
す。今日の議事はお手元に配付の日程表により行ないます。
このより本定例会招集に就いて市長の説明を求めます。

(市長 本間康君登壇) (拍手)

市長(本間康君) 本日ここに第三回館山市定例会市議
会を招集いたします。中々審議をお願いいたしたいと存す
る次第でございます。

上程議案は、昭和三十八年度一般会計歳入歳出予算の追加に关する専決処分、報告について地方自治法第百七十九条第三項の規定により市議会に報告一件、その他契約関係では消防団等の消防自動車、救急車被服の購入について六件、教育関係では館野小学校の講堂増築工事、第二中学校、技術家庭科教室増築工事及び館山高校工業科校舍増築工事の請負契約について三件であります。

水道関係については、鉈切水道新設工事二件、また館野農業協同組合との間に取りかわす予定であります。市有財産の処分交換に关する二件、寄附自動車の收受について、その他、条例規約関係の議案といはしめては、軽自動車税の賦課徴収による共同設置の一部改正、市条例国民健康保険条例、消防団等

公務災害補償条例の一部改正でございますが、このらは、関係諸法令の改正に準拠して市条例等を改正するものであります。

その他、予算関係につきましては、一般会計の追加更正予算、千三百八十万円、特別会計三件を上程いたし、すば、各議案につきましては、各課長をして詳細な説明とさせていただきます。よろしく慎重な御審議をお願いいたします。

議長(黒川佐太郎君) 日程第一報告第九号

(書記朗読)

報告第九号 昭和三十一年度館山市歳入歳出予算の追加に對

する専決処分報告

・表産統計課長(伊藤幸太郎君) 本件につきましては、現明申し上げたいと思っております。

去る七月と八月にかけてまして農地改革によりましてところの
農地等々調査の事務が早速に回々方から委託を受け
たのでございます。その点につきましても、義会におかれり
ましても、追加をお願いする暇がございませんで、たので、専決
処分によりまして追加予算をお願いいたるわけでございます
です。本日、報告申し上げ、承認を得たいと思つて、
でございます。

追加予算の内容をにつきまして若干申し上げると、今回、委託
事務につきましても概算四万一千円、補助金の交付を
見込みましても、それを財源といたしまして、その範囲内に
おきましても、臨時用人の賃金、それから他、関係の各
節にわたります。予算の配分をいたしまして、四万一千円
内で追加をお願いいたるというわけでございます。
以上、ようひ、次で専決処分いたるもので、自治法の

規定によりヨリて本日や報告申し上げる承認得たいとい
うわけがございませう。でよろしくお願いいたします。

・議長(黒川佐太郎君)お口かりいたします。

本案は、討論省略原案通り可決いたしますことに決
定。異議ございませぬ。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)や異議なしと認めます。よって本
案は原案通り承認と決定いたします。

日程第二 通告質問。こより通告による行政一般費
向をを行います。

一〇番議員(田突君)登壇願います。

(一〇番議員(田突君)登壇)(拍手)

一〇番(田突君)館山市におきますところのスホーツの振興
対策につきまして、質問申し上げたいと思っております。

来年度の秋には日本で初めてのアリソンピッチが東京で開かれ、このわけがございませうが、これに際してはスポーツに對するところの國民の関心は非常に高まつておるわけがございませう。

特に館山市におきましては、水泳を口どめ、柔道において優秀な選手を擁しておる関係から特に著しいものがあつと思ひます。

こういふ中におきまして昭和二十九年には、県民大会におきまして総合優勝を成し遂げ、さらにその翌年には、神奈川県で実施されたところの第十回國民体育大会におきまして、社会体育優良団体として表彰を受け、おきよようは、実績を持つておりますところ、当市におきましては、今日本まで他の町村におきまして、体育課を設置して、その行政を独立させて、おきよもやわ

らず、館山市におきましても、社会教育課の中に体育課を併用させ、行政をつかさどっており、また、何らう支障がないのかどうかという点についてまず、申挙向申し上げたいのでござります。

二番目には、館山市においては、いかに、学校スポーツと市民スポーツを行政指導するに、いかに、お伺いしたいのであります。

即ち、中學校をはじめとする各種体育大会を、開催するに当り、当市は、ほとんど、運営にタッチせず、体育協会の各種部会にすべてを、任せ、状態において、委任しておるが、実態でござります。こゝでありましても、学校教育の精神に反するような、危険が、今後生じないかどうかという点について、お伺いしたいのでござります。

また、市民スポーツの振興につきましても、昭和三十六年以

ポーツ振興法が制定されております。

館山市も体育指導員を選ばまゝで、このスポーツ振興法に基くところの体育指導を以て参考されておりますけれどもその経過と実績について、具体的に伺いたいと思つたのでございます。

第三番目には、館山市におきまゝでは、もつともすべからぬ選手が多いにもやわめらざる、なぜ体育設備が充実しておらないのか、お伺いしたいのでございます。昭和二十五年に八幡プールが設立された以外に市立の体育施設はほとんど見られないのでございますけれども、プール以外に市立の体育施設がどのくらいあるのか、詳細に教えていただきたいと思つたのでございます。

学校、体育施設の指導についても特に学校プールの建設については、スポーツ振興法の中で即ち第十二条におきま

して「国及び地方公共団体は体育館・水泳プールその他
政令で定める施設が政令で定める基準に達する
ようにその整備に努めなければならない」とうたわれてお
りますけれども、むしろ、館山市の小・中学校には、畑小
学校にプールが一つあるのやだと伺っておりますけれども、
この点はいかがですか。県下には、五百七十五の小學校
にプールがござります。

中学校におきましても、二百八十一校、持つておるうでござ
ります。

安房郡内の小學校におきましても、五十八校、中學校に
おきましても、何と三十三校あるのが、実情ではございませぬか。
私は、現在、二中まは、一中、房南、神余等、多くの學校
にプール敷立の希望が出されておることと伺っております。
どうも、ある學校におきましても、設立委員会を依り

ヨラに資金が積み立て等も始め、一部事業についての
着工を始めておるところもあつたに伺つております。

それにもめわらず、市当局がこれからの希望を持っており
ますところの、学校に対して、全く希望にそえたい態度で
取り得ないということも伺つておりますけれども、この点は
いかにむづかしいか、お伺いいたしております。

また、一昨年大洋ホエールズの森球団社長が館山市に参り
まして、野球場の造成について交渉をいたしたと伺つてお
ります。その話はその後、どのようなことになっておるか、そ
ろろと
現在館山市におきましては、野球場を築く気持があ
るのかどうかお伺いいたしております。

総合グラウンドにつきましても、作りたいという意向は、向
度も聞いておりますが、一向にできそうもございませ
ん
が、いつ頃どの程度うもつて来るのか、意向がおりま

ーからお伺いーたいと思つてござります。

才四番目に釧路市はスポーツをどうしようにーの位置づけ、見
ておるのか、お伺いーたいのでござります。本間市長のいう観
光と産業と教育の振興、十萬都市の建設構想、中心
ある教育の部分、中心にスポーツは含まれておるのかどうか、
私は伺いたいでござります。

そうーの体育協会を口止めとするスポーツ施行の人たちは、
大々犠牲を払つて、スポーツの振興に参与ーまいることに
関ーするは、こゝからこゝらのスポーツ施行者、さらにはスポ
ーツ団体に対し、まーの物心両面の指導を援助をーま
やゝ気持が、あるのかどうか、お伺いーたいのでござります。
最後にスポーツ振興法が四条三項に、都道府県
並びに市町村の教育委員会は、文部省の基本方針
を参酌ーま、その地方の実情に即したスポーツの振興

に關する計画を定めらるものとす。というふうなため
いております。従いまして、徳山市の実情に即した

ところのスポーツの振興計画を法律に基きまして立
てられておるかどうか。お伺いいたしております。

そうしてその立て方とところの計画の内容を詳しく教
えていただきたいのでございます。さらに先だつて九月

十八日に文部省から発表されたところの体育施設、
整備五ヶ年計画を市は具体的に取リ上げていく

意向がどうなんでしょうか。伺いまして、私に質問を二応
たいと思つてあります。

・教育長(工藤和平君) 大分かつ市に質問が教育委員会に關
係がございすので、私からお答え申し上げます。

市質問の第一点は、体育課を設けない理由。こういうこと
でございすすが、これは市当局の答弁だとおもいます。

けれども、私の考え方といえましては、体育重視の面から
体育課が独立さしおいてもせめてその行政指導に当ら
おりますところの、主事の位置づけと申しますか、格づけ
と申しますか、この昇格を願ひます。さうして、体育
振興のいしづえにたいというが、おのてからの念願で
ございまして、市当局に継続して願ひたいわけござ
います。

第二点の學校スポーツと市民スポーツの行政指導面、こ
ういうや、質問でございしますが、學校、スポーツは、申しま
でも、よく、學校教育課がその行政指導に当たつてい
るわけございます。

いわゆる、具体的に申し上げますと、指導主事という
のがありまして、今回は、相当権威のある県の指導主
事が増員さしおいて、この指導主事によつて、すべ

でございます。学校、授業、そのものには支障がない
というふうな思っております。

また、市街地の学校、グラウンドが土曜日の放課後乃至
は、日曜にひんばんに使われておるが、実情でありまして、
そのために広い遊び場を持たない子供たちが、そのスポ
ーツが行なわゆる遊びに自分たちが遊ぶまいという不
満をもらっておる実情がございます。これは市の市協
会に協力して、子供たちや遊戯場でありまして、かそ
ういう場所の新設を我々としてはお願いしたいわけで
ございます。

なお、市民スポーツの指導でございますが、体育指導員
というものがございまして、これは十一名ございしますが、果
ては、命令をもらいまして、そうして各市町村の指導にあ
るわけでございます。市の命令が出ておりました関係で

市から寺金を出すということだが、そのためにわけでありまして、
 明らかにならぬに、旅費等につまみつけて費用平積等の償いをして
 いるというようない実績で、実際は非常に重取である
 リ。ひんぱんに仕事を願って、おるにもおるに、おるに、おるに、
 報いることが、物質的に、はなはだ薄いということについて、
 て、我々今後の課題が、あろうかと思ひます。

この体育指導員の確約により、まして市民スポーツが
 めずかに指導を受け、おるというように考えられるわけだ
 ございます。さらには、我々青少年健全育成の一つの
 働きの、いかに、まして各地区ごとに各種スポーツ運動とい
 うものの奨励をして、いけるわけでございます。これは、市民
 館長、分館長、副館長であります。学校の先生、こゝから
 が中心となって、部落等の催しの中心になります。関係上、
 効率的に学校の先生が、タッチ、こゝを指導して、いける。

こういうことがいえるかと思ひます。

第三点の体育施設がほとんどないんではなからぬ。こういうお話でございます。これはお説の通りでございます。

市営プール以外にはないような実情でございます。なお、学校プールの点に触れらぬが、学校プールの点につきましても、我々は各学校にプールがあること甘が本来であると思ひます。ただ市の教育予算に限度がありますので、三十九年度以降の学校施設整備長期計画といつても現在立案中でございますけれども、やはり案内のように現状の問題点といつては、義務教育関係で危険校舍が非常に多いのでございます。

これは二十校のうち十七校、三十一棟というおびただしい危険校舍がございます。さらに技術家庭科の向題、屋内体育館の問題、給食堂の問題、学校

は、むいかどうかということについて、まゝでは、たゞ今、申しまゝに長期整備計画の實現と相まゝで考へるべきものと考へるわけがござい
ます。なほ、申しまゝにスポーツ振興法は要するにスポ
ーツ人口をふやすことが眼目であらうかと思ひます。

従いまして、市民の多数が気軽にあらゆるスポーツに参加
できるように、我々が奨励して行くべき義務があると思ひます。
そのためには、環境の整備ということも当然必要であり、
ございまして、我々は、その整備と相まゝであらゆる会合
に積極的に市民が参加するよう、今後、おち、一っそう
呼びかけたいと思ひ考へてございまして。

現在考へております計画といつても、五月に日本
体操祭、八月に市民体育大会、九月に国民体育大
会、十月に県民体育大会がございまして、こゝに非常
に期待をされておられるわけがございしますが、さらに十一月

に入りまして文化祭に参加来年度の七月に鐘山湾のヨ
ット大会九月の市内各地区々体育大会以上のような
大ざっぱな計画でございますけれどもできる限り我々
の手によつて市民があらゆる機会にスポーツ振興に参
与できるように今後も努力したいと考えております。

市長(本町護君) 昨日議員さんのスポーツ振興に対する
片賛同でございますが、スポーツの振興はいろいろございま
すけれどもまず、スポーツをやる場所をやること、非常に
重要トマロいぬと思ひまして、実は現在非常に市の財政
が苦しいのでございしますが、国体が四十二年にござりますか
ら、国体までには、体育館兼市民館、それから、そこに場所
がよければ、総合運動場、こういうものを作りたいと考へ
まして、来年度から、予算を盛りこむて計画したいと考
えておるわけでございます。

それからプリルの問題でございしますが、これは、鹿山市には、
宮城に市営プリルがございまして、現在神余小学校、二
中等から、柱がございしますが、これについては、
非常に腐敗が甚しく、現在、房南中あたりは、柱が腐ら
今にも風がくれば倒れるような状態がございまして、こ
ういう危険な接合部もあつたわけがございまして、なかな
敷政が困難でございしますが、いづれにしても、来
年やら早ければ、三年、遅くても三年の間には、前巻の
総合グラウンド兼スポーツウセンターというものを依りたい
と考えております。

・助役(小出武男君)大洋球場の賛助でございまして、
これについては、私が知っている限度で申し上げたいと思
います。

もともと、先日どから、お柱がございまして、鹿山市

スポーツ関係の施設が非常に少ないというところ、
といたいところ、
おっしゃる通りです。

これはもちろん立地的に冬場でも使える。東京に近
い。さらに市全体から申ししますと、臨海施設が非常に
難し沿岸に多いわけですが、ここから活用する
上におきましても、学生、その他を中心として、野球場が日
いという念願は、教員前からあったわけでございます。
たまたま三年位前でございます。たまたま、大洋の森社長
から、館で橋当カところはないか、こういうことござい
まして、確か一回ほど現地を見に参ったことを記憶し
ております。このときには、大洋球場と一々使うわけ
ございまして、けれども、年中、使うわけがないので、あつてい
るときは、市で使うという程度で、結ぶすが、場所を

高井地光を中心として見たりでございます。

それでは、小滝一斗さんですが、この方に実はお願いの通り、土地の獲得が可能なりや否やということをお願いの通りでありますが、非常に秘密なうちに折衝してもらおうという約束であったので、たまたま新聞に報道されたので、折衝が非常に難航いたしまして、小滝さん自体も山におつかりまして、そのまゝに帰ってしまったのでござりまする。

それで、そのときの大方の要望として、土地は地元で提供してもらいたいということを確認してござりますると思っております。当市の財政事情から申しまして、野球場用地の獲得ということに難航が予想されたので、どうもまだおつておるというのが実情でございます。私、直接折衝に当りませんが、私、知っている限度を申し

上げます。

一、番(辻田美君)ニニクついて、補足説明をお願いいたいと思つたのであります。教育長さんの方から体育課の設置につきましても、主事の格づけをいん中々もつていたという意向であります。こよらについては市の執行部の方からいうことでもございませぬが、主事の格づけによつて体育課の設置をすまの如くないかということも申しますが、私も先ほど申し上げましたように千葉県内のほとんどの市が体育課というものを持っております。スポーツ振興法が出たときに多分各市町村においては、体育課を独立させて、そうして体育指導をすべしだということも、球へらへらしておいたことを私は記憶しておきますけれども、その点について、体育課を持つて体育指導というものを、専内的にやうていくうかどうか、熊山市の

体育というものは、千葉県が県体が始まって以来、十数年
間、先金総合優勝一回、その他二十の団体が各優秀な
成績を取っております。

私も、体育団体に携わっております者の間から、市はそういう
仕事を「まくらな」。中学校の野球大会に「う」。全部野
球協会なり、柔道道協会におんぶ「マシマシ」。

市に連絡すると、たまに印刷する位がせいぜいだ。報償
金は、賞品の一つもく「らばい」ということで、体育協会
には、金がない。そういう「職」執行者の人たちが金を出し、金
つて、やってきているという実情を私はもう「サ」。理解「マ」。
いた「だ」ぬけ「らば」なら「ない」で「は」ない「か」。従「い」ま「マ」。私
も「先」だ「つて」やら、千葉県体育大会におさま「す」ところ「う」
実「績」を見「ま」す「ら」け「ら」ども「終」戦「直」後「か」ら「以」後「三」十五、
六「年」頃「館」山市は「非」常に「優」勝「回」数が「あ」つ「た」ので、

ございませうが、最近には衰微してゐるやうな、そういう面においても現われようとしておるやうではなからぬ。

私はここでもって、館山市は特に産業観光というものが、合ひせて体育というものが、館山市の取り得ではないか、というふうな考へてゐるから、私は体育というものを、やはり学校教育と同じ水準に引き上げてやっていたら、ないわけでは、ない。この点についても、もう少し、具体的に伺いたないわけでは、ない。そういうふうな観点に立ちまゝて、先ほど、学校、プール、新設が、できない。また、いろいろの設備が、できないというところを、申さして、おられます。確かに、危険試合が、たくさんあるよ、というところは、聞いておられます。館山高校の、果立移築ということも、幼稚園のこと、聞いておられます。一から、一から、こういう問題は、急に発生した問題ではなく、従来から、こういう事態が、入ると、いうことは、予測できておったと思つて、

さらに私は、二中、プールの問題、神余のプールの問題に
関しては、熊本市にそう多く予算的処置を要求
してゐるのでないと思ひます。

スポーツ振興本法にもきますところの第三十条の第一項
の中に「学校、ブル施設については、三分の一の補助金を享
える」ということが出ております。九月十八日、このスポー
ツ振興法に基くところの實際の活動があまり行われ
ておらないので、文部省は、五カ年計画を依つて二十九億
円の予算を計上し、今後二、三年の解決に當つていきな
いというふうなことをいつております。従いましてその計算
でいふと、これから五カ年間に学校で依るところ
のプールに対しては、一つ当り二百万円位の補助金が当
然なりでもない計算になつてゐるわけでございますけれども、こ
ういふ点について、研究をしておるが、ただ予算がないとい

うことよりよろしく私は伺えまわけてございます。

特に房南中におきますところのプールの払い下げ問題、今日におきまゝでは房南中プールは使つてはいけなひ。というものを内蔵して使つておるような状態でございます。それから対しまして一度位市当局が管財局の方について話し合ひまゝ工合がわるいということと投げてもありますが正式に払い下げ申請を控へておらうといふのでございますけれども、こちらの点についても何ら学校当局、またP.T.A.の人たちにまよひないといふことについて、ぜひこの荷では一むいぬ。二中の関係者等と話し合ひまゝ。

神余少の問題も話し合ひまゝだが、市もさへ、その氣になつてくれば、國の補助金をもらつてもらえれば、学校が私有財産の売却、そういう面でも市からわずかの予算をさへ出してもらえば、でもさうではなひぬ。それから予算

がないということまでつけておるといふことについては、全く理解
に苦むということも私は伺っております。この実情はどう
か、以上二点、市がどういう要望について逃げておるだけで
積極的に取り組まないかということについてはとりあえず、
市費向いの方に切りかえさせていただきます。

・教育長(工藤和平君) お答えいたします。プール、施設につき
まうまう二百万円、補助があるはずだというお話でござい
ますが、これは法律では三分の一というふうになっておりま
すが、文部省が市界内のようになんか大蔵省の査定も怪し
い、大蔵省に削らざるわけでもございます。さらにそれと
都道府県に配分するわけでもございます。都道府県
は学校の希望数によつてさらに配分する。従つて希望
の多いときには必ずしもどういふふうにはならぬ。せいぜ
い三十万位ではないかと申し上げます。市によつて違います。

房南中ップールの問題でございますが、これはいつかの議会で中街報告を申し上げたが、国有のものであり、学校のすぐ隣にタリ防大面にも約五つ、こういう観点から適正な安い値段で払い下げをしてもらうて、学校のために用いたいという念願でございますが、なかなか、當局は、かけ引きがまま、そうして適正価格を示してくれない。そういうことで、今のところいき込んでおりますが、今後我々の長期計画まにらみ合わせ、この問題を解決していきなれと思つております。

体育課設置のお話でございますが、私も当然、それはお願ひしたいところでございます。ただ市の財源を

考えておりますので、一かも人件費の増という面から市の出方を静観してゐるということでございますが、できれば、拡大してもらつて、市のためにも我々の教育の面

からも望ま—いところでございます。

○一々番(辻田実君)今も教育長さんの答弁でございませうと
長期計画の中でごまごまということございませう。そういう面
でもって何かいろいろの前後者がいつてもあまり明解な
答へは出ないというふうに思いうけでございませう。特に
先ほど申した二中、秀南神余、こういうことについては、
具体的に話をしてやってその後、予算的な問題につ
いて、教育的に合わせたいくようなことはできないのか、
お伺いしたいわけでございます。と申しますのは、確かに
秀南中のプールが払い下げに關しては、市からき
ていろいろな交渉は—た経過についてお伺い—ませ
う。その中においては、やはり国の規定から申しま
—て払い下げの場合に、これは定額格というものを定ま
ければならぬという規則があるもので、それは示さなければ

ばむらぬというふうにしておつたところでござります。

一か二かからぬ下げ申請書も出ていくというちに

価格を幾らだということはきめらぬ。従つて申さな

いのだということも申してあります。従つてそういう特

殊な問題については、文部省等々折衝に対してよーま

ほど各一校当りのプールに対する補助金は確定して

おつて、按分するもので算約には、二百万円あると一々も

実際には、二、三千万だという効率的な面からいって

あります。そういう配慮ができておるものについては、補助

申請をすればお下げ価格の中で必ず考慮ができて

というように、私も私は専断的な方から伺つてあります。

そういう面の話一合いというわけ、本当に教育委員会やど

こにいつからいつか、そういうこともわからぬということ
で、館山市の体育行政ということにそういう問題がある。

一つ、体育行政の中でもって本當に突きとめて、房南中の問題もそうでございます。二中についても市が金を出さなければ相当数の金を集めてでも我々は実現していかなければならぬというような意向まで持っているにもかかわらず、予算が足りない。長期的な計画で考慮するということでは、いつにいつとも私はプールもございければ体育施設もございぬ。今度の支那省の計画の中において四百名も学校ににおいてはプールを持つという国の基本方針がある。そういうことの中において千葉県下でも千数十校の学校がプールを持つてゐる。鎌倉市は海が近いからいいということであるが、安房郡でも千倉、自狭はプールは全部持つてゐる。そういうことであつて、長期計画の中で考慮するということでは、このからのところ、教育、体育行政については、本當に市としての誠意

がならぬ。こういう点について考えでもらう必要がある。そういう点についても一度お伺いして質問を打ち切りたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

・教育長(工藤和平君) プール建設についてどこに話を持っていったらいいかわからないという御意見でございますが本質としては、教育委員会に持ってくるのが本筋だと思っております。私どもが担当でございますので教育委員会へ意向を陳んぶのが当然だと思っております。

そういう観点からお話のあり方としまして二中プールについても私共考えを先ほど申し述べましたように、この観点からはつまり申し上げておきわけでございます。

神余小・中・学校プールにつきましては先だって校長から申請という形でプールを作りたい。作る計画としては、区有地の売却で金がそろってそれを中心に作ります。

たい。ただし、県の補助があるはずだから、それについての助力
をもらいたいという校長さんの話であり、こゝからはも
う本年度は配分になった後でございまして、新年度でござ
います。一応、このときに教育委員会にはかりまして、大体
その線で行くように議決にはかまいませんが、そのような話し合い
になっております。

なお、こゝらのプールの建設につきましても、もっと積極的にやら
んといふことでもございまして、その線にそつて我々は市当局に強
かに請願したいと思ひます。

・議長(黒川佐太郎君)以上で通告質問は終りです。
暫時休憩いたします。

午前十一時七分 休憩

午前十一時二十分 再開

・議長(里川佐太郎君)休憩前に引き続きの会議を閉じます。

日程第三請願書と議題といたします。

本請願書は、去る七月二十三日招集の第四回市議会臨時会において、経済常任委員会に宛会中、審査の特別付託をされたものであります。

よってこゝより、経済委員長の委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

(三一番議員安沢徳順君登壇)(拍手)

・三一番(安沢徳順君)七月二十三日招集の第四回市議会臨時会において、宛会中、審査の付託となりまして、東京湾埋立反対に對する請願書につきまして八月二十九日委員会を招集いたしました。

その審議の経過並びに結果についてご報告いたします。

請願書の内容といたしましては、イ、ロ、ハ、ニの四項目に
かけられておるのをごいいますので、従つて審議におきま
しても各項目毎に行なつた次第でございます。

第一項の東京湾埋立反対の件につきましては、過日の本
会議におきまして、紹介議員さんより説明のござい
ました通り、京葉工業地帯等の埋立により富津より
三崎沖以北の漁場が潮流の変化と汚水がひどく殆
んど壊滅同様となり、揚梁による東京湾の漁業
が不可能となり、よつて東京湾埋立による直接の被害
は、船形揚梁にあると云うことで、たが現在の漁業全
体から考えますと、被害の原因は、ひとり埋立による
ものばかりでなく、最近には全般的に回遊する魚類そ
のものが、少なくなつてゐることも事実であります。

なごんづく東京湾埋立は国策であり、果ににおいても全

面的に推准しているとき、一經山市議会は、理五反対の決議をすることが果して必要なるものであるかという点におきまゝして、疑問があるのでございます。

たゞし、理五により漁場がせばめらるべきことは事實であります。

その爲におこる補償、転業、就取等の問題がある程度考慮をしなければ、国策といつても全面的な賛成するということとは、議会として考えなければならぬのではなからぬという意見もありません。

次に第二項の神奈川、静岡へ入漁の実現の件でございますが、これは、すぐさまに果におさましても、漁業調整委員会の、強かに接衝中で、そのありまゝで、なほ、業者間においても、話し合ひをするふうとの果し意向でございます。

第三項の灯大漁法が制限解除について静岡では灯大漁法は認められておるが千葉県では海面漁業規則規則によつて禁止事項になつております。

灯大漁法はもともと一本釣りとは相入らぬものであり、この制限解除がなされた場合、船形がめぐり対船形が一本釣りとの問題は解決出来ても、千葉県全体の一本釣り業者との権衡上問題がひきおこすおそれがある。

従つて船形がめぐり組合についてのが、灯大漁法を果が許可することは考えられない。

よつて当協会においてこの制限解除の決議をすることについては疑問があるのであります。

次に第四項のめぐり漁業に対する今後の育成等にについては、すでに船主組合からの請願等に対し市

と一は、強かに交渉をやつておりました。

又、館山市の産業におけるあぐりの占める割合は非常に大きいものがあり、市と一でもこの育成について短波無線の設置等幾分でも救済に努めるよう努力してあります。

一は、現在のあぐり漁業はすでに削り角にきておる。この様なことを考えますとき、漁業者は不漁期の転業等積極的に考えて行かなければならぬと思つて、又市と一も果と共に転業、就取等の問題について強かに指導して行くよう委員会と一も要望いたしまして。

以上、各項目に亘り審議いたして参つたわけでございます。

本請願書について、委員会と一においては、第二項、第

四項については何等異論はなかつたのであります。本
請願書の骨子と思われれる第一項の東京湾埋立反対
の決議をさよはいということであり、更に第三項につい
ても疑義をもつもので委員会と一ま一まは、慎重審
議の結果、本請願書は保留ということに決定いたし
ました。

以上委員会におきます審議の結果につ
いてご報告申し上げます。(拍手)

議長(黒川佐太郎君)委員長報告に対し、中實疑ごごい
ませぬか。

・三三番(中村省吾君)只今の経済委員会報告を聞いて
参りますと、中努力を以て審議された面は、見受けら
れるのでございしますが、委員会におきま一ま一まの
請願書の流しは、揚陸が何を期待してあるのか、また

現状の揚葉烟は、どうなつておるか。こういうたような点を
どうしように考へて詰合ひを以て着議なさるためどうか。

この點一點お伺ひたいわけでございます。

と申します。が、請願の要旨として、東京湾埋め立
てによつて漁業がせばめられたといふことは、承知するを得
ない。面積が狭くなるのでござります。当然でござい
ますが、そのあとでいわけておる報告書の中へは、このこと
は東京湾に於ける鰯が取りななくなつたことは埋め立て
らしたから漁獲がなつたといふことはない。

このことは日本全国一般にいわけることであつて、従つて
埋め立てためらひしが取れないといふことは、あり得ない
こういう議論を下さつておるようには受けられぬのでござい
ます。

私、この點につきまして、従来、埋め立てすま以前もその

漁場と一まゝとは、いわゆる八月から十二月まで揚陸網が昭和十二年から二十三年頃までに千葉から大体東京右岸にかけての地域が木更津沖から千葉沖、この附近が一番いいわりの取れた場所でございます。

そう一に場所が昭和十二年から二十三年頃まではあつた、ところがその頃には何が取れたかというところ、大羽いりも取れよー背黒いわー、その他、すずき、こはだ、こらいうも、まて豊漁であつたのであります。ところが最近におきまゝではこの煙め立てによつて木更津からちうどその対岸、川崎のあたりまでいりかけて、この北には全然魚がいりなくなつたすずきだとわ、こはださわりらというも、まて取れた、ところが、こはだ、現在におきまゝでは、稚魚すら見当らなくなつて、まつたという現状でございます。

兼昔はこの地域において操業すると千葉沖から川

崎、沿岸にわけでの浅海におけるプランクトンの成育に
よつてこの稚魚がわつたわけです。現在では、その姿を見
ることができぬ。このことは、やはり東京湾における埋
め立てによつて海面がわくなつたことと、浅海がわくなつたこと
と、こゝに違ふ。工場汚水によつてすぐ稚魚の育成
が不可能になつたといふことを証明するものであります。
従つてこのことによつて魚がわくなつたのではない。こゝういふことは
絶対にあり得ないといふことはいへると存するものでありま
す。

なおかつ埋め立てすればこゝに潮流の変化も起ります。
従つて魚もこゝにわける。現在、採業地域として木更津か
ら本牧にわけてつ。こゝから南へなつたれば採業でござい
る。こゝう状況になつておるものでございす。

なお、いわしといふものは、回遊性を持っておるものでございす。

けれどもその意が従来一番真々地域まで入ったものが、途中で
回りつてしまふ。当初、尾山湾附近から千葉県までいくと、
一々入るやうであります。それが秋にかけて、神奈川、東京、
逐次、東京湾から出ていく。こういう習性を持つてゐるやうで
ございませう。それが何がために千葉沖に入つていかないうか
入つていけないうから入つていかないうでございませう。

このことはやはり、何といつても煙め立てによつて意、回遊
を阻止したということがいゑると思ふやうであります。

従つて、こういう点に対する委員会として、検討が不十分
ではなかつたかと思ふやうであります。

その一、た観念からするならば、この揚子江がこういう煙
め立てによつて直接の被害があるといふことはいゑると
存するやうでございませう。

そういう点に対する討論、経過を今少しだけ説明願

いたいと存ずるのでございす。

・三番(安次徳順君)先ほど申し上げましたように何々ために
魚が取れないの如きということございす。先ほど申し上げ上
げました以上はとも専ら家でないのではございす。申し
上げらるるをせん。

ごきよび報告申し上げました通り申す承願いたいと
思ひます。

・二五番(茂生田七郎君)只今、委員長の報告を承りまして
結論的には、私は委員会に決定はせむを得ないと思ひ申し
ます。安次と申します。か、さう申す承りたてであり
ます。ただ、只今紹介議員の一人であります。中村
議員から質問がございまして、的確に埋め立てに
伴う被害とマデーターがございまして、復元したならば、当然
これは、補償の対象になるのではございかと思ひます。

ところが、請願を眞議会に出しても、その結果はなほわく
ない。また、関係方面に陳情はなほして、その結果はなほ
わくない。一方に於いて、現実には、揚梁烟業者は、食う
や食わぬの塗炭の若一みまといふというが、現実の姿
であらうと思つてあります。

そこで、私は膨大な予算を投入して、国策として、或いは、
果敢として、二次産業育成、埋め立ての造成に推進し
て、この國の方針を阻止すべき決議は、本議会でだけでは
得ないと思つて、よりよすから、従つて、委員会が決定は
やむを得ないとして、解する者でございます。ただ、委員長
にお願ひしないことは、具体的に漁業の問題、その他、強力
な組合の経済的育成、こうして、具体案につまよつてき
らに、百八等類一歩を進めて、埋め立てに伴う、そのほか、
の漁業権の補償というものが行われてゐる。これが現

突に揚聲の事業をおびやわけておる。それらを的確に埋め立てに原因するということが把握されたならば、対象になるのではないかと考えますが、こうした場合の経済的組合の若秘脱却のために、委員会が審議の程度において論議さす、或いは、市当局にそのことを申し述べたいかどうか、その点につきましても伺いたいと思っております。

三番(安次徳順君)ただ今の質問に対してお答え申し上げます。

市当局に対してその点におきましても、市としてきまだけ考慮しようというふうな意向でございました。

三三番(中村君喜君)私の質問で的確な回答がでないということでございますので、仕方がないと思っております。

請願の中、目的に反対して反対のための反対決議

はできたい。そのことはわかりました。弊道に申し上げますが、
一、かし、国策によつて決められて千葉県内において既に工場
ができて埋め立てを完了して、でき上つてゐる。このことを反対
しても仕方がないとは思ひか、このことはわかりまうでございます。
揚梁湖、諸君についても、取りはらえということには言
つていないと思ひます。

一、かし、ながら、そういうふうにして埋め立てたから、工場が
進まぬからということ、既成事実だということ、積み重ね
られていった場合にどうなるか、ということ、でございます。

その間揚梁湖に対して、何ら補償すらひきかしてない。そ
を国策だからどうかにもひかないという立場で私たち市と
して、このことを見通して、いかという問題でございます。

いかに国策とはいへ、館山市、一番大きな漁業である揚
梁湖が表徴して、いくうを目前に見て、これを国策だか

ら如何とも一がたい。私はこのことはいえむいと思ふのであります。一ならば、国策でこのようにしておるのである。こう一ならいいのだ。なぜそういう考えがまはないのか。ということでもございます。委員会においても私はそういう考え方に立つて、当然審議^議の趣旨が本来の趣旨であらうと存じますのでございます。

従いまゝこの請願におきまゝで、ただ単にここで反対決議をすればいいのだということではないうであります。かように私たちは今若一んである。その若一を何とかしてもらいたい。これが請願の要旨となると思ふ。

第一項といわれまゝだが、私はそうではなく、いかにしたら、揚梁網が生きていくのだ。こういうことがこの請願の要旨であらうと思ふのであります。まゝで反対決議をしても、

一はくても、揚梁網がこう一ていけば、この埋め立てによつて

被害を何とか排除して自立できようだ。その道が講ぜら
れようなら反対決議をいらない。

そのことが林氏は本當の趣旨になろうかと思つてあります。
なお第二章の問題でございますが、海軍調整委員会に
おいて審議中であるという報告でございますけれども、この
ことは當然委員会に取り上げようべき問題であります。

従つてなぜ情願という形で出たかといふことは、海軍調整委
員会に市の右前をもつて強かな要請をしてほしいといふこ
とをいつておるわけでございます。従つてこれもただ単に今
協議中でございすという結論はすべからぬと思つたの
であります。

三項、灯台漁場の問題でございますが、これはいろいろの通り
に率直に私も問題があることは認めます。

ただいろいろとすまところは今、状態ではそのようになつて

なければ現状のままでは漁場が狭くなつて魚もいなくなつて
まった。それに対抗するためには、という道いつめらな形
中からこゝまゝいつておる。こういうことではさいます。

第四項の問題につきましては、市当局が以上のような観点
中に置かれたものと対して、どう積極的形、組織めとい
うことでございます。そのものを私は具体的に出してほ
かつた。出すのが当然ではなめらうが、ただ努力をいたし
しう。何を努力にしますか。こういうことが結論づけら
れないと精願者に対して親切な審議、或いは精味ある
市の施策といえるない。そういう点で私はこの点について
町も、審議の状態がお困りなせ願えれば困りないに過ぎない
な、おや意見があるなら承りたいと存する。でございます。

・三一番(安次徳順君)去る七月十二日でございます。が、こゝにや
考まで申し上げますが、登善者側、和泉、前川外四名の方

と、市長代理者並びに紹介議員として、高橋、佐藤、堀江、厚海、四氏とともに県議会会長、知事、水産部長、次長、水産、漁政各課長に面接されて詳細にこのことについて請願しておるということをや参考までに申し上げておきます。ニ三番(中村省吾君)より以上、論議しても的確な答弁はされないのでございますが、私もうさう申し上げたいのですが、果ては交渉しておるということは当然揚繰網として交渉するものはありましてございまして、果ては再三、こういう事情を繰り返しておる。その中で、果ては親切にこれを取り上げてほしい。三十九年度におきましては、大正九一号です。これも廃業してある。それから、保田にいても六號も採業でまもなくつた。従って現在、鎌山市においては、四號です。その揚繰網がない。そのことを私たちが、静かに考えるときに果ては、従来何回の陳情してある。そうすると、果てはこれを保留

だとか新巻審議だとか、そういう形で今まで来た。そうしま
すとその間においてはたばた倒れていく。現実には現在の
ヨコで推移するならばおそろしくこれはみな廃業する以外
にたぐりたぐりてくまらう。

果はそうだったからには望んでいるお向ではないかと思つてです。
白滅一々いって一々ええは、おまはだ。そういう形が取らぬと
てはぬいぬというところが残いぬかではございぬすのワケをも、從
来から考えるとおそろしくお考えらぬないやございぬす。

従つてこの点において、市におきましても、こう一々実績を
考慮さしきりてお独自の立場からこれを支援する方
策を立ててはらう。

これがお積願う骨子にむきわけございぬす。

なおもう一点申し上げますと、委員会においても教率的
な向題を取り上げておらぬいようございぬすが、私が把

握—た中で申—上げますとすぞにわくわつた大廻一号におきま
—ては、こゝが煙め立て—た以後におきま—て一千万円からう
水揚げが減つてゐる。この大廻については、廃業—して—まった。
その他長寿廻等におきま—ても、三十五年には二千万万円
の水揚げに対し—望年には千七百万円、こういう漁獲の減
減少を見てゐる。そうように年々魚獲が減つてゐる。

当初私が申し上げま—たように、千葉沖におけるいわゆる
大廻いわ—とかかすずきとかさういうものが皆無—たつてきた
かういうふうな現状を依然はいりしを殺すわけですが、殺し
たいわ—についても相当な収入になつてゐた。

現在では大廻いわ—は取れない。えさいわ—一本だ。

そういうように漁場が縮小さゆ魚の種類も縮小さゆた。

そういう形になつておきます現状を見たときに国策だから
云々ということになり、国策であらばこそ、そのかげに泣く

業者というものをとつと市が真剣に見てやる必要が
あるのではないか。そのことを私は申し上げたいのでございます。
なお、この漁場がなくなつて揚梁網が対抗として取つてき
たうは、網を化繊に代えて機織糸の場合には、網が腐り
ますので、これを乾燥しなけりばならぬ。従つてその間、操業
できない。それを化繊に代えてそのまゝ連続操業ができる。
出漁回数も多くして魚を取つて何とかが水揚げをまゐた。
その他捲網機、ネットホーラー、そういうものも入れて、機械化
して、この漁群の少なくなつたものを何とか補つてきた。
ところが、そのすら、今頭打ちになつてきておるという現
状でございます。

いかに云ふうとも、煙め立てによつて直接の被害が揚梁
網だということが出来ると思ひます。

従つて議員諸侯もこの点をもう一回よくお考えいただけ

たいと思っております。

・議長(黒川佐太郎君)お口かりいたします。本請願に関する
質疑は以上をもって打ち切り討論者略採決いたします。
片妻議ありませんか。

(「妻議カレ」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)片妻議なしと認めます。よってこれより
採決いたします。

本請願書は、委員長報告の通り保留と決定いたします。
ことに片妻議ございませんか。

(「妻議カレ」と呼ぶ者あり)

・議長(黒川佐太郎君)片妻議なしと認めます。よって本請
願書は保留と決定さすこと、
暫時休憩いたします。

午前十一時五十分

休憩

午後二時三十分

再開

議長(黒川佐太郎君)休憩前に引続き會議を明します。

午後出席議員数三十四名。

議事日程についておぼけりいいたします。

日程第四案乃至第十九の二議案と一括上程

し、各議案の説明を求めたいと思ひます。

これに中々補議ありませぬか。

(「是議カレ」と呼ぶ者あり)

議長(黒川佐太郎君)中々議カレと承めます。よってこれより

各議案日程第四乃至第十九を一括上程し、説明を求め

ます。

(書記胡統)

議案第八十六号 消防団消防自動車用ポンプの購入について

議案第八十七号 消防団消防自動車用ポンプの購入について

議案第八十八号 救急車の購入について

議案第八十九号 消防団員用補給服の購入について

議案第九十号 水糟付消防ポンプ自動車用シャシーの購入と水糟付消防ポンプ自動車用ポンプの購入について

議案第九十一号 水糟付消防ポンプ自動車用ポンプの購入と市有財産の処分について

議案第九十二号 市有財産の交換について

議案第九十三号 寄附の返却について

議案第九十四号 地切簡易水道本管新設工事請負契約の締結について

議案第九十五号 地切簡易水道本管新設工事請負契約の締結について

議案第九十六号 地切簡易水道取水施設工事請負契約の締結について

議案第九十七号 千葉市外九十九市町村の軽自動車税の賦

議案第九十八号

課徴収に関する事務を行はう取員の共同
設置規約の一部を改正する規約の制定について
館山市市税条例の一部を改正する条例の
制定について

議案第九十九号

館山市国民健康保険条例の一部を改正す
る条例の制定について

議案第一百号

館山市消防団員等々務災害補償条例の
一部を改正する条例の制定について

議案第一百五号

館野小学校講堂改築その他工事請負
契約の締結について

議案第一百六号

第二中学校技術科室増築その他工事請
負契約の締結について

議案第一百七号

館山高等学校化学工業科校舎増築
工事請負契約の締結について

議案第百一号

昭和三十八年度館山市入文出追加更正予算

議案第百二号

昭和三十八年度館山市特別会計と畜場追加更正予算

議案第百三号

昭和三十八年度館山市特別会計休養施設

入文出追加予算

議案第百四号

昭和三十八年度館山市特別会計予スホス

デル入文出追加更正予算

消防署長(若日笑君)議案第百八十六号について中説明申

し上げます。

第四分団第十部と申しますと、真倉、青柳地区に

りますが、消防自動車ポンプは非常に老朽になり

まゝ、ほとんど消防車として機能を發揮できないと

いふような状況になっており、そのため、その更新車と

して、本自動車ポンプを購入をお願いす三次才でございます。

性能といひしましよ。ては規格で申しますと、B十九と申しまう。こゝは放水量で申しますと、一分間、五リキール約八石の放水量を持っております。

放水圧力は、一平方センチメートルについて七キログラムの圧力を持っております。

日本造機株式会社は消防ポンプメーカーといひまう。非常に古い歴史を持っております。日本ウシ三六メーカーの一つでございます。過去におまうしても、消防署において、四台、消防団において五台購入されておりますが、製品は、非常に確定でございます。ともにも、価格が安いのでありまう。今回も五社より見積りを取つたのでございますが、同一の機装でありまう。どの会社より、五万乃至九万円安くなつております。

なむ、この自動車ポンプは消防団もつてございさすので

地元よりニハナイ、負担をいかに減らすことになつておりまして
この予算につきましては、当初予算におさまして予算
措置をとりおりますのでよろしく申着議のほどをま
願ひ申し上げます。

議案第ハナト号について申し上げます。

この自動車マシンの先ほど申し上げました自動車ホ
ンプを積載するマシンでありましてプリンスの機装に
つきましては、地元の部員、後援会等より非常に
要望がございまして、私の方といはしても、調査の
たさりのでございしますが、現在プリンスの消防自動
車というものはあまりないものでございしますが、たまに
最近千葉県の人街でもってこの消防自動車を使
つたのでございしますが、それとこちらに存じまして、この調査
たのでございしますが、エンジン、シマシーともに非常に堅牢

でございましてこの十部が部長がこのエンジン関係について
ても非常に詳しいのでございまして、価格、点もほかの機
装に比べよーと安いためにこの機装が決定いたしました
このプリンスはホルルベースがニメートル八十でありよーと完
成いたします。中型の消防自動車と口るのであります。が、
道路が狭い当市といふに、よーと非常に消防活動上
有利であるわけがございします。

機装第八十八号の救急車の購入について申し上げます。
承知のように現在救急業務に使用してまゝあります。大形
車は約六年前に中古車として購入いたしました。もつと
ございまして、救急業務に或いは大失時、人員輸送
等に活躍してございしますが、型が古くまたエンジン
その他老朽して参りまして、現在ほとんど使用に耐え
ないという状態であります。なほ、その上に本年の

四月法律が改正にかりまゝで救急業務が若干法に義務づけられるということになった関係上、現在の輯録した交通事情もとに救急業務は非常に市民の福祉に貢献するところが大きいということから我々消防関係者といひまゝで救急車の購入をお願いしつゝおたうでございませうが、ようやく今回購入していただくことになったわけがございませう。

価格は患者輸送用ベント、タンカニ、赤色回転灯、拡声装置等一応救急車として装備一切を含んだ価格でございます。やうやく承願いたします。

議案第九号消防団員の被服の購入について、先般明申し上げます。

消防団員の被服条列に基きまゝで四年に一着の割合で貸与することになっております。

本年度はちょうど貸与する三年に当りておるわけでございますが、当初予算におきまして百二十万円の予算を計上したわけでございますが、大量の被服を購入するわけでございます。すなわち、我々といひ、ローマでも、向違ひのないように慎重にことを運んで参ったのでございます。

まづ購入に對するに構えといひ、ローマで第一に四年間という長い期間着用いたすものでありますから、丈夫な布地で、あるということ、同時に予算の範囲内で購入するにめには、単価が適当なものであること、第三に水にぬれるようなことがあつてもなまぬく、早くかわくということ、第四は、なるべく市内の業者から購入したいということに構えといひ、第一に、その結果、納入を希望する町社、市内の業者が二社、市内の洋服商組合が一、市外の業者一社より布地を見本とともに

見積りを取り寄せたのであります。慎重に検討いた
し、その結果株式会社という屋号を出さしめた。単
価上下二千二百五十円の品が四つの条件にはほぼ合致
するものと見て選ばれたわけでございます。

これは東洋紡のエクスランサージというところでござい
ます。現在市内の海員学校でも判販として着用して
おるといふことを聞いてございしますが、値段のわりに
優秀であるという回答をいただきました。

帽子につきましては部長以上の幹部は制帽であり
まして、単価が五百円、四十二個でございます。

それから部長以下の団員が着用いたします。戦術帽に
似たようなものがございます。単価四百七十円でありま
す。これが四百四十二個と考えております。被服価格が百八
万円、制帽二万一千円、略帽七万五千六百円、合計いたし

ますと、百十八万五千四百円とひらるうでございまして、帽子、階級章、被服を合めまして一着分平均いたりますと二千四百五十円とひらるうでございします。

以上概要を申し上げました。よろしくお願いいたします。議案第九十号につきまして、併し説明申し上げます。

ただ今、消防署の船形分遣所で使用しております水槽付消防ポンプは非常に老朽化しております。昭和二十九年に市役所でもうすでに使用できぬといわれたようなたラックに古いポンプを積載いたしまして、こゝにタンクを積みまして消防車として修繕して使つたておつたようなわけでございます。教員前から我々は、その更新を希望いたします。いすずを我々が希望

いたします。理由は、TMG型いすず車はホルルベースが三メートルでございまして、回転半径が六・二メートル

でございます。非常に消防活動上、適当でございます。
当市のような狭い道路事情のところでもってタンクという
ものを入れるので、なるべく強靱で可動が大
変すい機種がいろいろございます。なお、いすずの
ミシーは既に消防署といはいましても、三台購入して
おりまして、取置も非常になれておりまして故障発見
とか、そういう点でも容易でございます。このいすずを
購入希望いたします。次乗でございます。

機案第九十一号について申し上げます。

これは機案第九十号のいすずミシーに積載する白
動車ポンプでございますが、これは二千リットルのタンク
を積むのでございまして、水のほかに現在非常に危険物
大気さういったような大気が多くなつております関係上、化学
消化装置といいたいようにして百リットルの泡消化剤を同

多く積載いかりまゝで、危険物大災う際に水と泡と混合
いかりまゝで消化に当る。こういう考えうもとに積載する
つもりであります。

・ 総務課長（山口実君） 議案第九十二、九十三号について申
説明申し上げます。

本件は、元館野出張所の土地並びに建物を処分し、
うというものでございます。館野出張所は昭和三年二
年三月、六カ村合併、最初の廃止に踏み切ったのでご
ざいます。

その理由は本庁に近しいということが、おもな理由でござい
ます。このたび、館山、茂原線の道路拡張に伴いま
し、現在使用しておる元館野出張所の土地に館
野農協がまゝのであります。この際出張所の土地
を一括払い下げいかりまゝで、館野農協と一まゝ買

一此事業を—たいというところで本年三月七日に申請
を出したのでございます。市はこのらう状況をよく核
討した結果、市としても将来この土地を持つていり
農協に払い下げられた方が効果的と思ひ、よ—で本年
八月財産管理審議会—意見を求め、よ—に
ようというものでございます。

園面をお用願います。ニナセウ六、こは、道路拡
張に伴う買収予定地でございます。

ニナセウ五、こは、ニナ五坪程度、現在野水池があり
市で管理—ようというものでございます。

次々料金の部分ニナセウ一、こは、本申請の坪数で
ございます。

こは、農協が払い下げようというものでございます。
次に九十三号の建物、処分でございます。

現在、市でもって使用している建物は、元農協の建物がございます。

ここにございます木造二階建、このが元、農協の建
物で現在、市が交換して使っておりますでございます。

一、二が元、出張所、即ち市の財産でございまして、

これは四十一年整備してあります。二も同様でございま
す。こちらが交換によつて求めらる建物は、約二十五年程度

経過してあります。こちら、価格は、税務課、坪価額を元
て算定いたしまして、差額を市にいたす。どういふことで農

協長さんも結構だということでも願ひようというものでござ
います。

農産部計課長(伊藤幸太郎君)九十四号につきまして申し上
げます。議案に示しよる通り、市内の七農協より農
産部計関係の業務のために自動車、寄付申し込

がございまして、私どもはこの有りがたい中好意に對
しましてお受けいたしまして、十分に活用して参り
たい。こういうふうな考えますので、仰承認のほどをお願
い申し上げます。

厚生課長(吉田耕一君)九十五号につきまして作説明申し上
げます。純切簡易水道の本管新設工事、請負契
約でございますが、西畑の見物ほか、四部落に今回新
設しようとする簡易水道工事でございます。

去月八月二十日大島設備、太平建設、荏原建設、三井
建設、久保田水道、この五社によりまして指名競争入札
を行ないました結果、千葉市栄町二十三番地の大島設
備株式会社が、一番安い適正な価格で落札いたしま
して、千六百三十八万円でございます。この会社と請負
契約を締結いたしたいと考えまして、上精程いたした次

事でございます。

なお、水道の施設概要等につきましては、別紙にござい
ますので、省略させていただきますと思っております。

次の九十六号でございますが、やはりこの地域の簡易水
道に伴います取水施設でございます。この新設の請
負も同じく八月二十六日入札を実施したわけでござい
ます。二百六十八万四千円が東京都千代田区神田佐々
木町、日本地下開発株式会社、最低価格で落札
をいたしたわけでございます。

従いまして、この会社と請負契約を締結いたしたこの
ように考えます。次でございます。

なお、取水指石会社につきましては、日本地下開発、三協工
業、大正製薬、この三社によりまして、競争入札を実施
した次でございます。

・税務第一課長(高木哲三君)議案第九十七号について中説明
申し上げます。この改正理由は四月十日に千葉県泉町
が千葉市に編入になり五月一日に市原市ができてま
た関係で現在「千葉市ほか九十九市町村」であつたのが
「千葉市ほか九十四市町村」になつたために改正をすまう
になります。

・税務第二課長(多田俊一君)議案第九十八号について中説明
申し上げます。今回、税法の改正に伴いまゝ一部改正が
ありまゝたので、徴収事務関係につきまゝ中説
明申し上げます。

特に改められたというものは、延滞加算金の廃止
督促手数料の廃止、納期前納付の報償金の増徴
切り捨て、この三つが主なものでございます。

延滞加算金の廃止につきまゝ申し上げますと、従

来は納期が過ぎますと大体納付するまでう拘、算
三銭の割で延滞金に課せられます。納期が過ぎて
約十日後督促状を出し、督促状が出てから、十
日目に三銭の延滞加算金を取らざるわけでござい
ます。

従いまして、納期が過ぎて督促状の指定期限という
うございせんが、それから、今度日歩六銭の計
算にのりていりけでございます。それが今度の改正によ
りまして、納税者の負担軽減というふうなためえ
から、督促状が来てから十日まで、間は日歩二銭、
十日が過ぎた十一日目から、日歩四銭、こういう二本立
になつてわけでございます。従いまして延滞加算金
という項目はなくなりまして、延滞金ということになつてお
ります。

延滞金を二銭と四銭というふうなきめられたわけでございます。
なお、督促手数料は従来一通について市におきましても
は、十月の手取料を取つておつたのでございますが、これは、
今までの税法によりまして、各市町村は条例によつて督
促手数料を取らなければならぬというふうな規定を以て
おつたのでございます。ところが納税者の負担軽減、
それから、繁雑な事務を簡素化するといふような意
味で督促手数料を取ることとは、各市町村が条例によつて
任意に定めるという任意規則になつたのでございます。
この点につきましては、御目市川におきまして、県下十九市の
税務課長会議がございまして、千葉県では、督促手取
料は、取らないといふことに決定してあります。
従いまして、県が取らないものと対しまして、十九市が取
るかどうかといふことにつきましては、同ド歩調で行きたい

という格一合いがございまして大体日か市は取らないという線になったのでございします。たまたま習志野市は、今まで三十月取つておたつたのでございしますが、既に改正法が出ると間もなく八月市会におきまして三十月取るといふことに議決一まうございまして、習志野市だけは三十月取るといふことになつております。

なお、安房郡におきましても、手数料を取らないということになつておりますので、いろいろ検討いたしまして、館山市におきましても大体暫新従手数料は取らないといふことになり、いと思つたわけではございします。

なお、納期前納付報償金、端数計算でございしますが、市承知通り、一年間分の税金を納めたときにその月数に応じて税額、百分の一の報償金が出さるたわけではございします。それと計算いたしまして、非常に

小顔の報償金が出るわけでございます。私の方で本人に通知を出しても取りに来てくれない。ということでも私ども困っております。それと同時に端数、場合によります。かという問題が出たわけでございますが、この点につきましても、隔日の税務課長会議の席上、同一方向で進めたいということになりまして、大体十月末満う端数が出た場合、合に交付しない。切り捨てるということになったわけでございます。

条文でございますが、第二条は先ほど申し上げました通り、この中に延滞加算金という用語がございます。この点を削除することになります。

第十九条は延滞金、計算方法が書いてございます。第二十条は督促手数料の廃止、従いましてその条文を削除

する。第四二条のたどり書の点につきコーマ、こはは、市
民税の前納報償金の端数数切り捨ての問題でござ
います。

四十三条は個人市民税の延滞金の計算、四十八条は、
法人市民税の延滞金の計算方法、五十条は法人
市民の更正決定の延滞金の計算方法、オ七十条で
ございすが、固定資産税の納期前納付の報償金
の計算関係でございす。

七十三条は、償却資産の場合でございすが、固定
資産の申告に關する延滞金の計算方法という
ふうになっております。

附則三項におきこゝで延滞金の計算に關する適
用の規定でございす。十月一日から、四錢、九月三十日
までは、三錢、四錢が延滞金の計算方法について告知

をいにもうとみなすということになっております。

五項はすでに出されております。督促状は督促手数料は、適用するよという適用的關係でございます。以上よろしく申
審議願います。

・議長(黒川佐太郎君) 暫時休憩いたします。

午後 三時三十分 休憩

午後 三時五十三分 再開

・議長(黒川佐太郎君) 休憩前に引き続き議事を開きます。

・税務第一課長(高木哲三君) 議案第九十八号賦課について申

説明申し上げます。

第九十八条の二第六号に於ける期限の延長でございます。

五十四条の二項、三は、固定資産税の納税義務者となる

る土地または家屋の所有者に対しての台帳の原則でございませぬ。

建物、部分所有者の法律の適用を受けるものについてございませぬが、これは、建売リアパート等について各部屋とも評価するわけにございませぬので、一棟の建物を評価して一まゝで、あとは、専有部、床面積によつて、按分して課税するものでありませぬ。

第三項は償却資産は、土地家屋のように登記簿がございませぬので、償却資産台帳をもつて所有者として登録されてゐる者を所有者とみなして課税するということになつております。

四項から七項までは、固定資産の納税義務者は原則として、固定資産の台帳に所有者として登録されてゐる者、四項から七項までは、台帳課税を責むことが不可

能てあるが使用着等をもって所有者とみなし、固定資産を課することとてございします。

四項は不可抗力によります。震災、風水害、火災、その他、理由によつて所有者も明らかなでない場合に、現在使用している者を所有者とみなして、課税台帳に登録して固定資産をわけるのであります。

五項、これは、企画整備事業または、土地改良事業施行中の土地の課税とてございします。台帳課税方式の不台理を是正するため、納税義務者は登記簿上の名義如何にかかわらず、仮使用地については、施行者以外、仮使用者、保留地については、それを取得した者をもつて、納税義務者と解するるのであります。

六項とてございしますが、これは、公有水面埋め立ての使用課税とてございします。

埋め立ての竣工前にその土地を普通の土地と同じに使用しているものについては、その土地について課税することができるということとを規定したのでございます。

現在市では、船形港にございます。埋め立て地が該当しておりますが、十月未だに検査がまだございませぬので、それから課税するようになると思っております。

七項でございますが、これはここはございせんが、信託倉庫等では売却を目的といふカーヨーで、車庫とか、船舶とかを貸してある場合は、その使用者に対して課税するということでございます。

第六十三条の二は、先ほど申しました建物の区分所有等に關する法律の適用を受けるとき、床面積だけで廊下とかロビー、そういう部分を接合するといふことは、合理的に必要で、天井の高さとか付帯設備の程度はか

所有者全部で講習級づけて市長に報告するというのが規定されています。

六十七条、六十九条、七十条、これは字句の訂正でございます。

七十一條、削除、これは固定資産税の納期限、延長でございますが、十八條に規定されたためでございます。

七十五條、これは固定資産にかかると申告に附する料の項目でございますが、ここにございます。第三百八十六條、これは過料規定を設けることとがございというものでございます。

八十條、第一項、小型特殊自動車と軽自動車税の中に入りますことになっております。今度道路運送車両の一部が改正になります。七月十五日に公布されます。地方税法の一部が改正されます。十月十五日から今まで新機械が陸運事

務所において取り扱われておりませんが、今度市町村で取り扱うということになっておりまして、ここに小型特殊自動車を加えることになりました。

八十二条、これは小型特殊自動車に追加したものであります。その他のもの、年額三千万、建設課にございまして、バイブレーションローラーが該当するそうですが、当市にはございませぬ。

八十三条、条旨の訂正でございします。

九十条、九十一条は小型特殊自動車を入るることになりまして、ここに加えたのでございします。

八十九条、九十五条、百九条、百十八条、これは全部の期限り延長、十八条に全部まとめられたので削除するわけでございます。

・保険課長（池田亮山君）歳末第九十九号、国民健康保険

条例の一部改正について申し上げます。

第四条の改正でございます。老人ホームに収容されておられる方たちの被保険者の資格の問題でございます。

老人ホームに収容されておられる方々は、生活保護法の規定によつて収容されておられる方々でございます。

従つて国民健康保険の被保険者からは、法律において除外されるものであります。ところが今般の改正により

まして、老人福祉法は国民健康保険法の本法で除外される人たちではなくなつたわけでございます。一かし

ば、現在老人ホームに収容されておられる方たちの生活条件と申しますか、保険料の負担能力、それから給付

の関係におきましても、大きな病気につきましても生活保護法の適用を受けましても医療扶助が受けら

ないわけでございます。

従つてこの人々を国民健康保険の被保険者とする
ことは適當でないであらうといふことで、今般条例準則の
修正を見たいわけでございます。

二十三条の改正でございます。督促手数料の条項でござ
います。これを削除しようといふものでございます。

二十四条の改正でございますが、保険料の延滞金の計
算でございます。

いづれも市税においてこの改正のときと並びまして
国民健康保険料の徴収につきましても市税と同様の
条件下に規定したい。かような意味から本案の改正を
お願いいたします。

なお附則につきましても各条項の適用並びに経過措
置についてうたつてあるわけでございます。

・消防署長(岩田実君)議案第百号について中説明申し上げ

ます。消防団員、或いは消防団員でない方で消防作業に従事された方が、もし業務によって負傷し、死亡された場合には、公務災害補償条例に基く、補償がなされるわけでございます。この補償条例は、昭和三十一年政令第三百三十五号で施行されたもので、非常勤消防団員等による災害補償の基準を定める政令という政令に基いて制定されておりましたわけでございます。本年の六月にその政令が改正になりました。この条例改正を提案した次方でございます。

消防団員、或いは消防団員でない方々の補償を行なう場合に療養費を除き、まして、その他費用はすべて補償基礎額を基礎として行なわれるわけでございます。補償基礎額が今回大幅にベースアップされたわけでございます。いま、消防団員の低い方が従来は、四百七十一円

でありまして、高い方の方でも九百八十円であつたものが、
 低い方で七百元、高い方で千二百十円というふうには大幅
 に改正になつたりしております。低い方で約四六%高
 い方で約二三%のベース・アップとなつております。
 国員以外の方は、従来はその方が死亡、或いは、負傷さ
 れた前六ヶ月の平均賃金というふうなものでもって算定
 してつたのでございますが、これが原則は、第五条に
 ございますように七百元というふうには改められまして、もし
 その方が得ておられる日額収入に比べて玄正を多くという
 場合には、千円以内までは、概ね三というふうには改正になり
 まして七百元から千円までやはり大幅にベース・アップさ
 れたりしております。

なお、災害補償でございますが、第四条にございます
 ように従来は、腕をひくくとか、失明したとか、そういう

よう口非常に大きな障害の方は一級、二級の障害、腕を折
つたとか、そういう方は十四級、三級の障害というふうな障害
の程度に依りて十四段階に分けておいたわけでございます
で、単なるそれは障害補償でございます。それから、
それが第四条、五級の第一種障害補償、第二種障害
補償と二つに分けて、第一種障害補償は一級か
ら三級まで、第二種障害補償は四級から十四級まで
こういうふうに分けてあります。

そういうしまして、第九条にございますように従来は、災害
補償はすべて一回きりの補償で打ち切らなれたわけござい
ますが、この第一種障害補償に該当する方は、その方
が生きておいてかつ、障害が存する限り、毎年障害補
償が支給される。こういうふうな改正になつたのでございま
す。これは、第九条に記載してあるわけでございます。

第七條は、療養補償を受けたる場合に健康保険法の基準がない場合には、現に要する費用を支給する、これが追加になったりけでございませう。

云務災害補償というようぢことはないに、このことではないのでございませうが、もしもあつた場合には、この条則改正によりまして、非常に有利になるといふことがいえるわけがございませう。

庶務課長(干場伊右工内君) 最案第百五号 館野小学校
講堂改築その他請負契約について片説明申し上げます。

講堂が九十四坪五合、渡廊下六坪、合計百坪五合の建物を石井工務店、館野工業株式会社、渡辺建設株式会社、計工務店、新井建設株式会社、田辺工務店、津島建設株式会社、関工務店、この八業

者によつて競争入札を行ないました結果、四百万円をもちつて田辺工務店に落ちたので、同店と請負契約を締結いたしたいと思います。

次に議案第百六号でございますが、第二中学校の技術家室増築その他工事請負契約の締結でございます。

第二中学校の技術家室、七十七坪、家庭科室、四十四坪の増築工事でございます。九月二十一日に石井工務店、富士と建株株式会社、高橋工務店、新井建設株式会社、山崎工務店、計工務店、関工務店、宇山工業株式会社、この八社を指名いたしまして、競争入札を行ないました結果、四百三十万円をもちて関工務店に落ちたので、同店と工事請負契約を締結いたしたいと思います。

議案第百七号について、説明申し上げます。

館山高等学校の化学工業科校舎増築工事の請負契約の締結についてございしますが、百八十五坪を次の九業者を指名いたしまして、九月二十一日に指名競争入札を行ないました。

業者は、富士建設株式会社、計工務店、津島工務店、高橋工務店、宇山工業株式会社、渡辺工務店、石井工務店、大成建設株式会社、渡辺建設株式会社、入札の結果、七百三十五万円をもちまして北条ニ、田代、計工務店代表取締役、計若尾に落札いたしました。同人と工事請負契約を締結いたしましたと思います。よろしく御審議のほどをお願ひいたします。

。総務課長(山口実君)議案第百一号 昭和三十八年度館山市歳入歳出追加更正予算に入ります。

歳出の方から御説明いたします。

議会費におきまゝにて、交際費十万円計上いたしまして。
こゝは、自転車協議会の方から、役員団の方から十万円
処理するように指示がございまして、こゝに交際費
として十万円予算措置をいたしまして。

市役所費について申し上げます。九節の賃金五十六万
四千円は、現在ありまして臨時取員十人分の年額の手
算が計上してございせんので、こゝにこゝから三月は
の十人分の賃金を計上してございまして。

次に警備費の二十四節の工事費でございますが、自動
車車庫の新設でございます。現在市の自動車
でガレージの中に入らない自動車が五台ばかりございま
す。二十五坪程度のガレージを依りまして、こゝに入ら
うというものでございまして。

次に国産掲揚塔新設工事、屋上に十万程度の経

費をやりまして依りたいと思ひまして計上いたしまして。次に諸費について五十万お願ひいたしまして三十三節において事務研修費といたいまして既に事務研修費がいろいろで今回ここに五万円お願ひいたしました。次に委託料四十五万取戻の厚生委託費といたいまして。以上お願ひしようというものでございます。以上でございます。います。

・消防署長(若田実君)消防費の追加更正予算について
片説明申し上げます。

需用費二十一万四千五百円この内訳を申し上げますと、九節の貸金六万四千五百円。これは八月二十日より消防署におきまして、市が給油取扱所を開始いたしまして、たために女の用人を一人雇っておりますので、この貸金でございます。

二十四節の工事請負費十五万円でございますが、これは、昨
承知のように本年の三月消防署が建設されたもので、新
しい庁舎に入ったのでございますが、前にもお願いのた
りでございますが、予算、関係上、完成を見なめつたうで
ございます。

車庫、東側が抜けてありまして、風雨の強い道のとこ
に消防車、上に雨がめめ。ホースもゆよまう。こう
いうような状況でございますので、東側に簡単な扉
を設置したいと思ひまして、こゝが、七万六千円でご
ざいます。

寝房用のボイラーでございますが、地下に、千リットルの
タンクが設置されておるのでございますが、ボイラーま
のパイプが非常に長いために思うように重油が上つて参
りませんで、中間に補助タンク二百リットル程度、タンク

と設置いたらないと思ひまゝにて、このが一万八千円、それから
自転車置場のごとくはしますが、このは、荷車なものがござ
るおろすですが、取置も多くなり、またいろいろ軽自
動車とかオートバス、そういったようなものを乗せて参りま
す。非常に狭くて、雨がかわりまゝで、おぼろけまゝ。こうい
うために、これを拡張して、いたぶきたいと思ひまゝにて、このが三
万円以上、三本の諸経費といつて、一万円、修理工
場を開始すわけでございますが、動力配線工事費と
いたつて、一万六千円、経十五万円の施設と増設
工事費をお願いいたつたいと思ひます。

この交際費でございますが、従来市長が消防長を兼
務して、いろいろ他市と、消防長等の交際際
に、つぎまゝで、市長予備費の方から出ておつたのでござ
います。助役が消防長を兼務するようになって、

こついつたよう口のことばでさびいりてございまして。消防長交際費と一まゝで五万円計上されていられないと思ひます。建設課長(新井重助君)土木費について説明申上げます。道路橋梁費のうち新設改良築費におきまゝで、負担金百万円、こゝは、果道の改良工事に伴ひます。地元負担金でございします。

予定されておりますのは、古茂に千倉に通ずる道路の改良、長尾にいきます改良工事、市役所前の舗装工事、この三カ所の負担金に二百万円でございます。

当初予算に百万円でございますので、不足額百万円。お願いする次第でございます。

次の調査費におきまゝで十四万円追加を願ひする。す。こゝは、市承知の通り、南房州有料道路の建設が具体化して参りまして、地元といた一まゝで

期成同盟会を結成いたしたのでございます。

それは去る六月に白浜で各市町村長、或いは自動車業者、交通業者、その他が集まりましてこの期成同盟会の結成を見よした。その後、強力な運動を展開してありますので、同協会に對しまして十四万円、工事の早期完成を期したくここに計上したわけでございます。

都市計画の公園管理費でございますが、賃金二十万円、今年夏に城山の公園の雑草刈り等をいたしまして、今後なむる予定でございます。此等知らずして、り、ゆがはえてありますし、人夫がやって相手がいるということも備品費において、草刈機を二台購入いたします。こゝを、草刈りをして、草刈りをして、以上でございます。

庶務課長(干場伊右エ内君)教育費について中説野申し上げま
學校教育の指導費について七十三万五千円の減額をいた
しよーだが、これは、当初予算において指導主事の分を
計上いたしてございすすが、それの九月一日をもちよー
て、今度果費の指導主事が参りよーたので、吏員給
にたいして、五十万九千九百円を減額いたしよーた。旅費で
二万月減額いたしよーた。
取員手当にたいして六万二千五百円を、もとを減額、
報償費にたいして三万四千円、講師謝礼とよー追加い
たしよーた。
小學校費にたいして、百十四万二千円を追加、これは、報償手
二万五千円、教育研究活動事業、講師謝礼とよー
て計上いたしよーた。
これは、補助金が一万円参ります。

備品費において七十三万追加まいにたいまいだが、こは、理科教育の設備費でございます。こは、小学校が、小学校以下、六校分でございます。五十五万円の補助があり、こは、その倍額の百十万円を計上するところ。当初予算において二十五万円を盛っておいたのでございまして、その差額八十五万円を追加したのでございまして、それら特殊学級の設備費でございますが、こは、当初二校分を見込んでございますが、それが国から一校だけ認められまして、補助の内定が八万円あったのでございます。

そこで当初二十八万円計上してございまいにたい、それを十二万円減額したわけでございます。

次に負担金補助及び交付金、九万三百万でございますが、

これは、学校安全協会、失済掛金の追加でございます。昭和三十八年度から、額が増額になりました。小学、九万三百円の増額でございます。

次は、扶助費で二十九万六千七百円、増加でございます。これは、要保護、進要保護児童、給食扶助、教科書、学用品、通学、修学旅行扶助、それと当初予算に計上されたものよりも、国庫補助において増額されて参りましたので、それを増額いたしました。

中学校費が百十七万五千円の増でございますが、これは備品費にふまえて、四十七万円、この内訳は、特殊学級の器具費でございます。これが二万円、それから、新技術家庭科室の設備費でございますが、これは、四十五万円でございます。

これも同じく、約三十万の補助でございますが、その

二分の一、六十万を支出するものでありますが、当初予算にお
いて十五万円ありまして、ここで四十五万円の追加でご
ざいます。

負担金補助及び交付金、六万五千五百円でございますが、
これは、小學校費と同じように、導教安全共済掛金の増
額でございます。

扶助費におきまして、五十八万六千円の増額、要保護、準
要保護生徒の教科書、学用品、医療費、修学旅行費
のそれぞれ増額でございます。

高等學校費において、十二万二千百円の増でございます。
これは、食料費におきまして十万円、これは、定時制生徒の
夜食費の補助、これが増額された結果、十万七千円、計
上いたった次第でございます。

負担金補助及び交付金、二万一千八百円、これは、學校

安全共済の掛金でございます。高等学校と幼稚園は
その本人が出したものが収入として支出するということ
でございます。

それから幼稚園費が十五万七千八百円は備品費におきま
す。十五万円器具費と一ヶ月計上いたしまして、負担
金補助及び交付金七千八百円。これは、学校安全会本人
負担のものもここに計上したものでございます。
以上でございます。

・福祉事務所長(鶴沢貞覚君)第六期款社会及び労働施
設費について、中税期申し上げます。

生活保護費におきまして、百七十二万六千円を減額いた
す。一ヶ月に、本年の八月一日から、老人福祉法の施行に
つりまして、その関係でこの老人関係の生活保護費
を新たに老人福祉費という項を設けまして、こちら

の方に移項コーた減額でございます。

第三項の児童福祉費におきまして、一万二千円の追加
でございます。 雑 旅費において一万円、印刷費に
おいて一万円、不足いたしました。 差額 報償費におい
て、六千円、消耗品におきまして、二千円を減額更正
いたしまして。

四項の保育所費十二万二千四百円を追加いたしまして。
十一節の消耗品費一万円、これは水道の消毒代四保育
所分でございます。 借料及び損料七千四百四十円
を追加いたしまして。

船形保育園の敷地借上料でございます。 当初予算に
おきまして、二百八十坪分の借上料を計上してあります。で
ございますが、敷地が狭いためさらに六十二坪を借り
まして、園の敷地を広げようというものでございます。

工事請負費で十三万二千五百五十円、追加でございます。
塩素滅菌器設置工事費九万二千円。これは県条例
によりまして、小規模水道のところは塩素滅菌器を付け
なければならぬということになっておりまして、保育園
におきまして、予算の関係でございまして、保育園
のみ今回、四つの保育園に塩素滅菌器を設備しよ
うというものでございます。それらプロパン取りつけ工
事費として、四万五千円。これは、船形保育園だけ
がプロパンの設備になっておいて、純真と館野九重
では薪で給食をやっておる状態でございますので、取
負う健康管理から申しましても、適当でございます。ま
た、今回、これを備品費から更正いたしまして、プロパン
の施設にゆえようというものでございます。
負担金補助及び交付金で一万三千円、渠の保育

部の負担金といはるゝまで六千八百円、四つ、保育園みでございます。

保育部会第六部会というものは、安房郡、館山市の地域を申すのでございしますが、その負担金として六千二百円を計上いたしました。

福祉事務所費におきまして三万円、これは旅費の追加でございます。

五月一日づけの人員増にありまして保護係が四人おるわけでございますが、そのうち二人が今回福祉主事の資格認定の講習を受けさせましたので、そのために参加旅費一人一万五千円の負担金でございます。

福祉事業経費でございますが、十三万六千八百四十円の減額でございます。これは老人福祉費の関係で

敬老会関係の予算を減額更正いたしよて、老人福祉
の方に持つていったわけでございます。三十二節の負担金
補助、及び交付金のうち老人福祉センター建設補助金
といはしよて、十六万九千七百円を計上いたしよたが、
こゝは、県下の老人福祉を向上させるために千葉市の千
葉大の敷地の中に老人福祉センターというものを建て
ようということとて、昨年市長会におきしよてこゝ負担金
の決議がなされたりとありしよすが、こゝ工費が三千三
百六十万円、千葉市を除きしよて十七市も負担金が三
百万でございます。そのうち銚山市が十六万九千七
百円の負担金、要請を受けておる、でございます。
現在銚山市に居住してあります老人は、百七十五名
でございます。

日雇労働者、雇用奨励金負担金、三万九千六百

六十月でございます。これは、失業対策適格者手
 帳を持っております。日雇労働者を雇用する場合
 に事業主に交付されるものでございますが、その奨
 励金を受けられるために負担金一人六千六百六十四月
 う六人分三万九千六百六十月を計上いたしております。
 住宅管理費におきまして三万五千四百月を追加で
 ございます。

これは、公営住宅の管理費不足いたしまして印刷代
 三万月、修繕料二万月、賠償及び償還金。これは、
 市営住宅に住居していただくものが、他に転居したために
 取ってあった敷金を返すわけでございます。

負担金におきまして公営住宅管理運営協議会、会費
 四千九百月でございます。

それから十六項、老人福祉費を今回新たに設けたわけ

でございます。老人福祉法というものが、八月一日から施行
になりまして、その予算でございます。百七十二万六千
円を計上いたしまして、これは現在老人ホームに収容
されております老人の扶助費でございます。三千五百人分
八カ月分、百六十八万九千百円を計上いたしまして、
葬祭扶助費といたしまして、六千三百円で五人分、三万
一千五百円を見込んでございます。

旅費として二万円、需用費におきまして五十七万七
千九百円でございます。

貸金で二万五千円、老人福祉事務に携わる臨時用
人料として、月五千円、五カ月分を計上いたしまして、

消耗品費、食料費、印刷製本費等は先ほど申し上げ
げました敬老会関係のもうここに移したわけござい
ます。

手数料といたいまして、十四万六千四百円を計上いた
し、まーだが、これは、今回、老人福祉法の施行によ
りまして、老人の健康審査をやらなくてはいけません
で、そうためり予算でございます。

本年は、六十五文、七十文、七十五文、三段階の老人を
対象といたいまして、三百人分、一人二百円で六万円
を計上いたしまして、なお、この健康審査の結果、精
密検査を必要とするものにりますので、その三百人
の割合と見まして、千四百四十人の六十人分を精密検査
の分として計上いたしまして、でございます。

負担金補助及び交付金で二十七万八千円を計上いた
しまして、このうち、養老年金分は、福祉事務所費
の方面から、移記いたしまして、その他に老人
クラブ助成費といたいまして、三万八千円、そのうち、三万六

千円を老人クラブの助成費と一ヶ月クラブ一十八千円、ニクラブ分をことに計上してわけでございます。

あとの二千円は、会議費等の負担金でございます。

・厚生課長(吉田耕一君)十五項の厚生援護費でございますが、一万五千円、これは、郡市の被爆者同友会等補助金いろいろ被爆犠牲者でございます、郡市合せて六十数名あるそうですが、その半数以上を羅山にからよるというふうなことで相当苦しいとやらというふうなことでございまして、その同友会に一万円、その他三十二節に不足を生じまして、五千円をお願いしようというものでございます。

次に保健衛生費でございますが大葬場費におきまして十六万円を工事請負費でも願います、もうございまして、現在、焚却炉四基がございまして、二基が薪の炉、二

基が重油がでございまして、薪は現在使っておりません。重油は二基のうち一基も使っておりまして、一基がこわれておりまして、修理いたしまして、二基完全なもつたにたいたいというふうに考えてお願いしようというものでございまして。

清掃費におきまして九十六万八千円でございます。三十二節の七十九万円、当初におきまして、従来はゴミの収集方法において活用しようということから、五百個程度を見込んでおいたものでございますが、その結果がさめて、良いということになりまして、今年度中に千五百世帯程度ふやまして、来年の夏までには、清掃地帯を容れ、収集地区にたいたいということも、この補助金と七十九万円程度追加をお願いいたしたいと考えるものでございまして。

なお、二十節、二十二節につきましては、一、灰処理場、投棄
かでございますが、今年度早々から処理場で処理する
計画だったかとございしますが、工事が遅れましてために現
在まで捨てておるといふような関係から、いかにして大
石地域に対処するものと、よろこびにございします。砂防林組合
が管理をしております。砂防林内を投棄場所として
てお借りいかにして、いろいろ植物に被害を与えない
ような管理をお願いして、おまこといふような関係から、管理費
を今回追加いたしたい。このように考えたいわけでございます。
水道費でございますが、二十五万七千円でございます。
賃金にもございまして、十二万五千円でございますが、従来取
員でもございまして、鈴木さんという方が、今回退職するま
で、臨時用入として、おまの指導をしていただくようにお
願いたいわけでございます。この賃金が追加のこともな

るものでござります。

その他、二十五節の備品費でござりますが、宮城水道におきましても、塩素滅菌器が古くなって痛んだ関係から、これを取りかえたいというふうなことから、十万円程度をお願しいようというものでござります。

二十六節の原材料二万円でござりますが、南条水道を水源池といはる、まゝに大戸地域に今回水道がない世帯が十戸ばかりでござります。特に地下水等もない地域でござりますので、この地域を拡張工事をいたし、まゝにパイプ代、原材料費でござります。

三十二節につきましても、支部の負担金というふうなものも、不足を見ますので、今回追加をお願しい。な、次第でござります。以上でござります。

・農産統計課長(伊藤幸太郎君)八款の産業経費

農林費、こゝはゼロでございますが、節用、更正追加でございます。当初予算リーマードパインの展示の実施にありまして、当初の計画より変更が生じまして、苗の購入補助金の十六万を削りまして、委託料を十六万追加いたいたいというわけでございます。

土地改良費の二百万余円でございますが、こゝは、やはり承知の右藤原の畑地灌漑工事を進めて参つておるのでございます。当時予定リーマード六百万円の仕事費では、どうしても仕事が出来ないという見込みがつきまして、こゝ際二百万円追加補助を考えたというところで、今回二百万円をもう願いたいたいというわけでございます。

次の四項の構造改善対策費の貸金、こゝは臨時用人料のものでございます。

十款、統計調査費でございますが、三十六万九千五百円、追加でございます。

こゝは新たに統計の委託を受けました事業所、漁業、漁業センサス等、調査に要します経費を各節ごとに計上したものでございます。

こゝ経費につきましても、国の方から約八割程度の経費が参りますのでございます。

・商工水産課長(長谷川法治君)産業経済費の中の商工費について中説明申し上げます。

負担金補助及び交付金は、市内街路灯五十三灯分に対する建設補助金といひまして、五十三万円を計上いたしております。

本件につきましても、一昨年の六月の議会に、関係五団体の名前をもちまして陳情があり採択をせらる。

ました経過を持つものであります。旧市の各商店街が中心になりまして、商店街の整備、観光防犯等いろいろな観点から商店街の適当な個所に水銀灯を設置しようということでも計画をし設置をいたしております。

昨年第一期工事分として交付をいたしたものでございませうが、本年第二期工事分として五十三灯でございりまして、たゞでこれに対して一灯一万円の割で五十三万円を補助いたさない。かように考えて計上したものでございませう。

・観光課長(小沢正治君)観光費に關しましての説明申し上げます。

総額九十三万四千四百円の追加をお願いするわけでございませうが、消耗品の六千四百円、これは事務用の用紙代或いは観光上の研究雜誌代等の追加でござい

います。

広告料六万五千円、これは東京三大新聞、千葉日報社に
対する観光宣伝の広告料でございます。

損料は、大体自動車や借り上げを見込んであります。
委託料、これは従前あったのでございしますが、本年度
さらにこれと東京都下でスライドによる館山市の観
光宣伝を実施したいというところで一応三カ所を見込
んで四万五千円をお願いしております。

工事請負費は、街灯工事費で不足分五千円をお願いす
るわけでございします。

原材料一百万、これは、道路標識を交通安全協会、そ
の他の応援団体もございしますので、それからタイヤア
プ
ーで、道路標識の整備をして参りたい。その材料代ま
ございします。

次の補償金及び補てん金の五十万でございます。

これは西岬地区におきます休暇村の建設具体化に伴いまして、見物漁協の建物の移転補償費でございます。

次、負担金補助及び交付金二十万円は、同様に休暇村がはつきりましてここに宿舍舎を建設することが具体化するに及びまして、土地の手続きが成功しなければならぬ関係上、現在、測量に入っておりますわけですが、これは地元負担金でございます。これはつきましてもは、休暇村から十万円、委託費を館山が受け入れまして館山の十万の負担金と合わせて二十万を納入するという形を取ることになっております。

寄附金の十万でございますが、今夏富津で開催される「新兩國花火大会」に因りまして、果の観光協会

主催によりまして、これに對し、まして、餘山市は十万円、
寄附を是非も願いたいという要望でございます。す
で、その要望を、受けて十万円、寄附したいというもので
ございします。以上でございます。

・総務課長(山口美君)九款、取産費、三万五千円でございます。
すが、これは、取産審議会に必要な経費でございます。
当初予算で計上しなかつた関係上、今回も願いたいという
いうものでございします。

・選挙書記長(大嶋重義君)十一款、選挙費について、
説明申し上げます。

選挙費、選挙費で十三万六千円、追加計上でございます。
選挙費につきましては、国から委託費の増額交付の
内示に伴い、まして、これに見合う予算措置を講じた
次第でございます。

大体本年度の啓発運動の国々集の方針が話し合いの
動の重点を置いておりますので、選管におきましても
この方針に添い添いで計上いたるに次才でございます。
八節、報償費政治講の講師謝礼五千元、話し合
いをするには、助言者を要請しなければならぬので、
助言者要請のために講師に対する謝礼が一回三千元
で四人分一万二千元、話し合いの際の助言者への謝
礼一万五千元、一人五百円で三十人分というわけま
ございます。
消耗品の三万五千元でございますが、これは録音テープ
が五千元、啓発用のマツチを依る計画で二万五千元予定
してあります。
食料費の二万一千円、話し合いをする際、茶菓料ま
ござります。

印刷製本費の四万五千円、これはポスター印刷を二万五千円詰り合いう際のテキストを印刷するものが二十冊のうちを二千冊作っていきたいというものでございます。

・税務第一課長(高木折口三君)十三款諸支出金のうち市税調査費についてや説明用申し上げます。

百六十五万二千円、追加も願いたい。また、報酬の九万円、これは昭和三十九年家屋評価がえによる固定資産評価補助費の報酬でございます。

賃金百四十二万八千円、これは土地の評価がえによる農地の評点計算事務のため臨時用人員料でございます。消耗品の十一万円、これは耕種転機ナンバーを十月十五日から市で取り扱うことになり、ミーターでハンバー代二千枚でございます。

修繕費二万四千円、八月から三月までの八か月分平均

三千円・オートバイの修繕を見込みまゝで二万四千円計上
いたしまして。

・税務第二課長(多田俊一君)奨励啓発費二万五千二百円
の税引を申し上げます。

賃金二万五千二百円、これは、納税組合関係、協力組合
関係の事務を手放してもらつたために臨時用人料一人
三カ月分計上いたしまして。

六項の過年度支出金五万円、追加でございしますが、
二十九節の賠償及び償還金五万円、これは、雑税
過誤納還付金ということになっておりませんが、これは法
人税関係でございまして、還付しなければならぬとい
うものが多くなつておるのでございまして、大体取年も
十五万位出ておるので、本年も当初において十万円
見込みまゝだが、今回五万円追加いたしたいというふう

考えております。

・企画室長(谷夏茂生君)四項の(新)市町村建設事務費について、中説明申し上げます。

今回お願いしようとする追加三十八万二千八百円は、前の議会で中了承願いよって、現在、実施に入り、ユーロ市勢振興総合調査、関係費用でございます。

報酬四千円は、調査バリエーションから、建設審議会、招集関係で不足分を見込んでおられます。文具費、三千円は、現在、このから、いろいろ調査を推めていくために必要経費でございます。

食料費、六千円は、審議会、食料費は見込んでおられます。その分を見込んでおられます。

二目、企画調査費でございますが、旅費、三万五千円、先生方から調査を委託しております。資料を現在取り

まとめておりますが、全市内、前戸にまがりまーして調査が今後とも起きまるといふことが、予想されるので、行政區を持っており、市の職員に一応調査の方をお願ひする予定で市内旅費を廻らざりけでございす。

賃金の十一万二千円は臨時用人料と一々お願ひし
一々。

消耗品の十一万八千円でございます。これは、調査の内容が市内のゆかりが、安房郡部一月にまがりまーして、調査をやまうは事態になつて参りまーたので、一応中学生を対象に郡部五千人からの生徒をお願ひし、調査をすまらぬに文具費として二十円位の割合で五千人位の生徒におまは、一々お願ひし、このことが大半でございます。

次の十三萬の食料費、四万九千八百円、先生方と市内の各界の代表を集まりに要する食料費でございます。

印刷製本費の五万五千円、大体調査がまとまりました。とくに二百五十部ばかりを印刷いたしまして、議会内部の各部、或いは審議委員の方々、全国市長会先生方、そういった関係機関にまよつたものを提供するということで、印刷代を見込んでわけさせていただきます。以上でございます。

・ 総務課長(山口実君) 今回、歳出追加千三百七十八万九千二百円、歳出合計五億七千七百二十二万七千四百十円、次に歳入に移ります。

第一款市税千百八十万五千円は、市民税の個人分、固定資産税の土地、家屋、償却資産、国有資産等所在市町村交付金、公社の納付金、このらう八月末の調査額より徴収計画の収入を考えまして、増収見込み得る額が千百八十万五千円でございます。

次に回庫支出金、果実支出金、雑収入については、今まで歳出で、説明のしよりの上からの交付、そういつた確実な財源をこの計上のたしよいた。内容は各節によつて予承願いたいと思ひます。

歳入今回追加額千三百七十八万九千二百円、歳入合計五億七千二百二十二万七千四百四十円、歳入歳出差引残金なし以上でございます。

厚生課課長(吉田耕一君)次。特別会計と畜場、追加更正予算につきよいて、中説明申し上げたいと思ひます。

今回四万三千六百四十円追加しようというものでございます。当初におきよいて、冷蔵庫を作りよいたとき、市債を起こしよいた償還が本年九月から入るわけでございます。その額がございませんで、今回七万六千八百三十円追加をお願いしようというものでございす。

この財源といたいまゝで繰越金と利子を更正いたいまゝで、財源といた次才でございます。

・観光課長(小沢正澄君)特別会計休養施設の追更正予算について、説明申し上げました。

鳩山荘の会計でございますが、追加額四十五万五千円、その内訳といたいまゝでふとん倉庫の新築費で十四万七千円、これは当初予算で一六概算二十万程度のもうを、ということをご計上いたわけでございます。

いよいよふとんを格納するに当り、いま、実際にここどのよう**に建築**からいか、建設課の技術員とも相談いたしまして、現地へ参りますと、当初の考え方で参りまして、一六十四万七千円程度、追加をいたということになりましたので、ご説明いたします。坪数は約七坪でございます。備品の三十万八千円、これは、夜具でございます。夏に準

生用うふとんと百三十組。依ったわけでございますが、普通の来客に対してはふとん数が現在八十二組は足りていないので、定員に対しては、若干不足でありますので、この際、定員数を若干オーバーするものは、やはり確保して置きたい。特に今年秋の予約客が大分ふえつつあるような状況でございますので、定員数を越える程度のもうこの際、二十組のふとんを依って置きたい。かように考えても願いますわけでございます。

この財源といたいことは、三十七年度の繰越金をもって全額充当いたらない。このように考えられるわけでございます。ユースホステルの追加予算につきまして、中説明申し上げます。ユースホステルは、本年年度当初予算が成立いたらないままに、後に臨時で計上いたらないままに、取員が本採用へ回った関係でございます。従いまして、臨時用人の賃金を更正

いたります。

正式取員の給料で一年分追加という形に変更せざるを得なくなつたわけでございます。

次に消耗品のスリーピングシートでございますが、ユースホステルでは敷布は特別でございます。ユースホステルでは、ユースホステル協会で斡旋していただくが、一番確実で安いわけでございますが、これも従前定員数程度しか持つておりません。ところが、最近若干痛んでも参ります。今年のお天気、状況によりますと、洗濯するものが、たまたま新しいものがひびいて困っておりますので、これを同程度の数だけ追加いたしまして、その場合に備えたい。

追加の総額が五万五千八百円、これも前年度の財源をもちて金額充當いたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

・議長(黒川佐太郎君) 本日の会議は、これにて散会し、次回は
明後二十七日午前十時開会といわれています。
その議事は、本日に引続き各議案の質疑といか
ます。散会いたします。

午後 五時十八分 散会

本日の会議に付した事件

一 開会

一 議長報告(出席説明者)

一 会議録署名議員指名

一 会期決定

一 市長議案提案説明

一 報告第九号

一 通告實況

一 請願書

一 議案第八十六号乃至第一〇七号 議案說明

出席議員

吉田 勇治郎 鈴木 正一郎

小柴 孝 館石 伝 盛

田中 祿 郎 秋山 大三郎

田村 源治郎 望月 照 正

安西 益 男 辻 田 実

石井 正 黒川 佐太郎

菊井 敬 博 志村 信 作

小沢 惠太郎 関 武 夫

飯田 義 男 西村 真 次

山口	山口	三	安	山	鈴	島	江	藤
康	本	天	藤	田	木	野	田	田
	昇	天	毫	教	孝	茂	德	好
		節	吉	宇		樹	太	強
	松	高	安	鈴	鴻	郎	郎	保
	本	橋	天	木	田	萩	中	科
	藤	文	德	市	七	生	村	忠
	太	治	順	藏	郎	田	者	夫
	郎					七	吾	

